

各 所 属 所 長 様

一般財団法人高知県教職員互助会
理 事 長 合 田 和 穂
(公印省略)

一般互助部運営規則並びに退職互助部
運営及び給付規則の一部改正について (通知)

当互助会の運営につきまして、日ごろからご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。
さて、令和 4 年 6 月 27 日開催の令和 4 年度第 1 回評議員会において、一般互助部運営規則並びに退職互助部運営及び給付規則の一部が下記のとおり改正されました。
つきましては、貴所属の会員の皆様方への周知をよろしくお願いいたします。

記

【改正理由】

令和 4 年 10 月 1 日から、短時間（パートタイム）会計年度任用職員（雇用の取り扱いがこれに準ずる者を含む。以下同じ。）の一部の方が、公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得することに伴い、当互助会の加入資格を有することになります。

この方々が加入された場合、掛金の基礎となる給料月額が低いことにより、現在の会員と比較して大幅な掛金の格差が生ずるため、全ての事業を対象とした場合は掛金が不足し、現在の会員の掛金で不足分を補うことになります。

こうした状況を踏まえ、短時間会計年度任用職員については次の 1 から 4 に基づき、一般互助部運営規則第 3 条、第 13 条、第 14 条及び退職互助部運営及び給付規則第 3 条を改正しました。

1. 会員区分について（一般互助部運営規則第 3 条）

現在の会員との大幅な掛金の格差を鑑み、短時間会計年度任用職員については、対象となる事業及び掛金の取り扱いを別に定める。

2. 対象の事業について（一般互助部運営規則第 13 条）

短時間会計年度任用職員の平均的な給与額から算出（給料の月額×6/1000）した掛金額が約 800 円であることから、この掛金額に見合った事業であり、普遍性が高く、短い会員期間でも受給できる可能性が高い医療費補助金給付のみを対象とする。

3. 掛金について（一般互助部運営規則第 14 条）

短時間会計年度任用職員の給与制度は、時間給、日額給、月額給等多岐に渡っており、現行の掛金算出に必要な給料月額の把握が困難であるため、掛金は定額とする。

なお、掛金額は短時間会計年度任用職員の平均的な給与額から算出（給料の月額×6/1000）した額である 800 円とする。

4. 退職互助部について（退職互助部運営及び給付規則第 3 条）

一般互助部同様、掛金の格差が大きく均衡を欠くことに加え、在職中の加入期間がこま切れとなる場合が多く、300 回の掛金を積み立てる制度に見合わないため、加入対象としない。

一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部運営規則

一般互助部運営規則第3条

(新)	(現行)
(会員) 第3条 一般互助部会員は、次に掲げる者とする。ただし、職員の再任用に関する条例（平成12年高知県条例第3号）の規定又はその他の規定に基づき再任用された者及び退職互助部特別会員の資格を有する者を除く。 (1) 公立学校共済組合高知支部に属する組合員で、次の(ア)から(カ)までの一に該当する者。 (ア) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第2条に規定する職員 (イ) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条に規定する職員 (ウ) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に規定する職員 (エ) (ア) から (ウ) に掲げる職員のうち、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に基づき派遣された職員 (オ) 高知県公立大学法人の職員 (カ) 公立学校共済組合高知支部の職員 (2) 一般財団法人高知県教職員互助会（以下「互助会」という。）事務局の職員 (3) 前(1)又は(2)に該当する者で、一般互助部に加入していない雇用期間に定めのある職員が、雇用期間に定めのない職員となった日に加入資格を取得する。 (4) 上記(1)又は(2)に該当する者で、<u>雇用に関する取り扱いが短時間会計年度任用職員又はこれに準ずる者</u>	(会員) 第3条 一般互助部会員は、次に掲げる者とする。ただし、職員の再任用に関する条例（平成12年高知県条例第3号）の規定又はその他の規定に基づき再任用された者及び退職互助部特別会員の資格を有する者を除く。 (1) 公立学校共済組合高知支部に属する組合員で、次の(ア)から(カ)までの一に該当する者。 (ア) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第2条に規定する職員 (イ) 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条に規定する職員 (ウ) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に規定する職員 (エ) (ア) から (ウ) に掲げる職員のうち、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に基づき派遣された職員 (オ) 高知県公立大学法人の職員 (カ) 公立学校共済組合高知支部の職員 (2) 一般財団法人高知県教職員互助会（以下「互助会」という。）事務局の職員 (3) 前(1)又は(2)に該当する者で、一般互助部に加入していない雇用期間に定めのある職員が、雇用期間に定めのない職員となった日に加入資格を取得する。

附則（施行期日）この規則は、令和4年10月1日から施行する。

一般互助部運営規則第13条

(新)	(現行)
(事業) 第13条 一般互助部では、定款第4条第4号に掲げる事業を実施するほか、同条第1号に掲げる事業として、次の各号に掲げる事業を実施する。 (1) 一般互助部会員及びその親族に対する医療費補助金等の給付 (2) 前号に掲げるもののほか、一般互助部会員の福利厚生に関する給付その他の事業 (3) 前項にかかわらず、第3条(4)に規定する者については、<u>対象となる事業を医療費補助金とする。</u> <u>なお、雇用に関する取り扱いが月の途中で変更となった場合の対象となる事業の変更は翌月からとする。</u>	(事業) 第13条 一般互助部では、定款第4条第4号に掲げる事業を実施するほか、同条第1号に掲げる事業として、次の各号に掲げる事業を実施する。 (1) 一般互助部会員及びその親族に対する医療費補助金等の給付 (2) 前号に掲げるもののほか、一般互助部会員の福利厚生に関する給付その他の事業

附則（施行期日）この規則は、令和4年10月1日から施行する。

一般互助部運営規則第 14 条

(新)	(現行)
(掛金及び掛金率) 第 14 条 一般互助部会員は、毎月掛金として給料（教職調整額及び給料の調整額を含む。次条において同じ。）月額（年俸により給料が定められている場合は、年俸額のうち基本年俸額を 12 で除した額（この額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））の 1,000 分の 6 に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を給与からの控除により互助会に納入しなければならない。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）その他の法律の規定に基づき育児休業をしている一般互助部会員が互助会に申出（別記第 2 号様式）をしたときは、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金を免除する。 <u>2 前項にかかわらず、第 3 条（4）に規定する者については、毎月掛金として 800 円を給料からの控除により互助会に納入しなければならない。</u> <u>なお、雇用に関する取り扱いが月の途中で変更となった場合の掛金の変更は翌月からとする。</u>	(掛金及び掛金率) 第 14 条 一般互助部会員は、毎月掛金として給料（教職調整額及び給料の調整額を含む。次条において同じ。）月額（年俸により給料が定められている場合は、年俸額のうち基本年俸額を 12 で除した額（この額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））の 1,000 分の 6 に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を給与からの控除により互助会に納入しなければならない。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）その他の法律の規定に基づき育児休業をしている一般互助部会員が互助会に申出（別記第 2 号様式）をしたときは、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金を免除する。

附則（施行期日）この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営及び給付規則

退職互助部運営及び給付規則第 3 条

(新)	(現行)
(会員) 第 3 条 退職互助部会員は、次のとおりとする。 (1) 現職会員 定款第 40 条第 1 項に規定する一般互助部会員（以下「一般互助部会員」という。）のうち、退職互助部の目的に賛同して、退職互助部へ加入した者 (2) 特別会員 45 歳に達した日以後に退職（死亡による退職を除く。以下同じ。）をした現職会員のうち、第 15 条の規定による掛金を完納した者 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合は、現職会員以外の者に特別会員の資格を付与することができる。 <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、一般互助部運営規則第 3 条（4）に規定する者については、退職互助部の加入資格を有しない。</u>	(会員) 第 3 条 退職互助部会員は、次のとおりとする。 (1) 現職会員 定款第 40 条第 1 項に規定する一般互助部会員（以下「一般互助部会員」という。）のうち、退職互助部の目的に賛同して、退職互助部へ加入した者 (2) 特別会員 45 歳に達した日以後に退職（死亡による退職を除く。以下同じ。）をした現職会員のうち、第 15 条の規定による掛金を完納した者 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合は、現職会員以外の者に特別会員の資格を付与することができる。

附則（施行期日）この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

互助会の会員資格等の取り扱いについて

令和4年10月1日以降の、高知県教職員互助会の会員資格等の取り扱いは下記のとおりです。

区分	《 令和 4 年 10 月 1 日～適用 》 短時間（パートタイム） 会計年度任用職員	《 従来どおりの取り扱い 》 左記以外 [正規職員・臨時的任用教職員・任期付職員 （フルタイム）・会計年度任用職員（フルタイム）等]																
加入の機会	①公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得したとき ②雇用期間に定めのある職員が雇用期間に定めのない職員となったとき ※市町村費職員・再任用職員（再任用短時間職員を含む）・当互助会退職互助部 特別会員の方は加入対象になりません。																	
加入手続き	所属所にて、対象の方へ案内していただき、加入者のみ加入申込書を提出してください。	互助会から都度加入申込書を送付します。 加入・非加入に関わらず加入申込書を提出してください。																
加入対象	一般互助部	一般互助部 退職互助部																
対象の事業	医療費補助金給付 ※家族医療費補助金は含みません。	全事業																
掛金／月	定額 800 円	一般互助部：給料月額の 6/1000 退職互助部：給料月額の 8/1000																
雇用形態が変わったとき	共済組合員資格が継続したまま雇用形態が変更となった場合、互助会資格についても継続します※¹ が、給付内容等は下記のとおり変更となります。 ※¹：市町村費職員となったとき・再任用職員となったとき・退職互助部特別会員となったときは除きます。 例）下記①⇒②⇒③のとおり雇用形態に変更があった場合の、互助会会員資格。 <table><tr><td></td><td>R 4/10/1</td><td>R 5/1/1</td><td>R 5/5/16</td></tr><tr><td>雇用形態</td><td>① 令和 4 年 10 月 1 日～12 月 31 会計年度任用職員（パートタイム）</td><td>② 令和 5 年 1 月 1 日～5 月 15 臨時的任用教職員</td><td>③ 令和 5 年 5 月 16 日～ 会計年度任用職員（パートタイム）</td></tr><tr><td>互助会会員資格</td><td>【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金</td><td>【掛金】 給料月額の 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業</td><td>【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金</td></tr><tr><td></td><td>R 4/10/1</td><td>R 5/1/1</td><td>R 5/6/1</td></tr></table> ※²：月途中で雇用形態が変更となった場合、互助会の掛金及び対象事業は翌月から変更となります。また、②の期間については退職互助部への加入も可能です（対象年齢の方）。			R 4/10/1	R 5/1/1	R 5/5/16	雇用形態	① 令和 4 年 10 月 1 日～12 月 31 会計年度任用職員（パートタイム）	② 令和 5 年 1 月 1 日～5 月 15 臨時的任用教職員	③ 令和 5 年 5 月 16 日～ 会計年度任用職員（パートタイム）	互助会会員資格	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	【掛金】 給料月額の 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金		R 4/10/1	R 5/1/1	R 5/6/1
	R 4/10/1	R 5/1/1	R 5/5/16															
雇用形態	① 令和 4 年 10 月 1 日～12 月 31 会計年度任用職員（パートタイム）	② 令和 5 年 1 月 1 日～5 月 15 臨時的任用教職員	③ 令和 5 年 5 月 16 日～ 会計年度任用職員（パートタイム）															
互助会会員資格	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	【掛金】 給料月額の 6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業	【掛金】 定額 800 円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金															
	R 4/10/1	R 5/1/1	R 5/6/1															